

資料 1

12月16日 食品衛生分科会

審議事項に関する資料

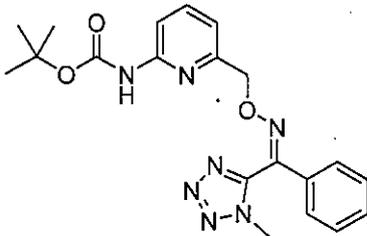
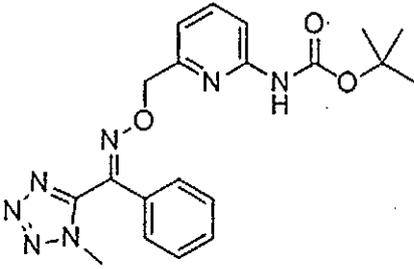


(1) 審議事項

- ① 食品中の農薬等の残留基準の設定について
- ・ピカルブトラゾクス（新規の国内承認申請） . . . 1～4
  - ・フルエンシルホン（新規の国内承認申請＋インポートトレランス申請）  
. . . 5～9
  - ・ベンゾビンジフルピル（インポートトレランス申請） . . . 10～15



ピカルブトラゾクス (Picarbutrazox)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬/殺菌剤
作用機構	テトラゾール誘導体の殺菌剤である。作用機構は不明であるが、菌糸の伸長を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物/適用病害	稲/苗立枯病 等
我が国の登録状況	農薬登録されていない。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.023 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 2.34 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌雄とも甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生頻度が有意に増加したが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 設定の必要なし</p> <p>単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：ピカルブトラゾクス及び代謝物B【<i>tert</i>-ブチル = (6-([(E)-(1-メチル-1H-5-テトラゾリル) (フェニル)メチレン]アミノオキシメチル)-2-ピリジル)カルバマート】とする。</p>  <p>代謝物 B</p>

暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。	
		TMDI/ADI (%)
	一般 (1 歳以上)	43.1
	幼小児 (1~6 歳)	66.5
	妊婦	43.0
	高齢者 (65 歳以上)	50.3
	TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)	
意見聴取の状況	平成 28 年 12 月 7 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)	
答申案	別紙 2 のとおり。	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01		申			<0.01, <0.01
てんさい	0.01		申			<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1		申			0.01-0.04(\$)(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10		申			2.19-5.85(n=6)
はくさい	2		申			0.03-0.79(\$)(n=6)
キャベツ	2		申			0.05-1.17(\$)(n=6)
ブロッコリー	2		申			0.24, 0.74, 0.92
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15		申			4.68, 8.94(リーフレタス) 6.78, 7.93(サラダ菜)
たまねぎ	0.05		申			<0.01-0.02(\$)(n=6)
トマト	2		申			0.21, 0.24, 0.60(\$)(ミニトマト)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5		申			0.07-0.19(\$)(n=6)
すいか	0.1		申			0.01-0.03(\$)(n=6)
メロン類果実	0.05		申			<0.01, <0.01, <0.01
ほうれんそう	15		申			5.78-8.91(\$)(n=6)
しょうが	2		申			0.12-1.08(\$)(n=5)
その他のハーブ	15		申			1.68-7.67(\$)(n=4)(みょうが)

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの  
(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

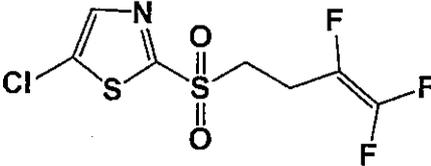
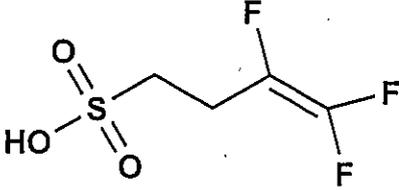
ピカルブトラゾクス

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.01
てんさい	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
はくさい	2
キャベツ	2
ブロッコリー	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15
たまねぎ	0.05
トマト	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
すいか	0.1
メロン類果実	0.05
ほうれんそう	15
しょうが	2
その他のハーブ <sup>注)</sup>	15

※今回基準値を設定するピカルブトラゾクスとは、ピカルブトラゾクス及び代謝物B【*tert*-ブチル-(6-[[*E*)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル-2-ピリジル)カルバマート】をピカルブトラゾクス含量に換算したものの和をいう。

注)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

フルエンスルホン (Fluensulfone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	フルオロアルキルチオエーテル基を有する殺線虫剤である。作用機構は不明であるが、ネコブセンチュウに直接接触することにより殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物/適用病害虫	かんしょ/ネコブセンチュウ 等
我が国の登録状況	農薬登録されていない。
諸外国の状況	2013年及び2014年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はうり科野菜、果菜類等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてうり科野菜、果菜類等に、カナダにおいてトマト、オクラ等に、豪州においてうり科野菜、果菜類等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.014 mg/kg 体重/day          [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌)          無毒性量 1.4 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p> <p>マウスを用いた発がん性試験において、雌で肺胞/細気管支腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 0.33 mg/kg 体重          [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口)          最小毒性量 100 mg/kg 体重          安全係数 300 (最小毒性量を用いたことによる追加係数: 3)</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。          残留の規制対象物質: 代謝物 BSA【3, 4, 4-トリフルオロプロパ-3-エン-1-イルスルホン酸】とする。</p>  <p>代謝物 BSA</p>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価  ED<sub>I</sub>/AD<sub>I</sub> 比は、以下のとおり。なお、暴露評価には、フルエンズルホンとしての AD<sub>I</sub> に、代謝物 BSA とフルエンズルホンの分子量比（代謝物 BSA/フルエンズルホン）を乗じて、代謝物 BSA に換算した値を用いた。</p> <table border="1" data-bbox="587 344 1437 573"> <thead> <tr> <th></th> <th>ED<sub>I</sub>/AD<sub>I</sub> (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1 歳以上）</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>30.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>25.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>ED<sub>I</sub>：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価  各食品の短期推定摂取量（EST<sub>I</sub>）を推定したところ、一般（1 歳以上）及び幼少児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない<sup>注</sup>。</p> <p>なお、暴露評価には、フルエンズルホンとしての ARfD に、代謝物 BSA とフルエンズルホンの分子量比（代謝物 BSA/フルエンズルホン）を乗じて、代謝物 BSA に換算した値を用いた。</p> <p>注）基準値案又は最高残留濃度（HR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき EST<sub>I</sub> を算出した。</p>		ED <sub>I</sub> /AD <sub>I</sub> (%)	一般（1 歳以上）	20.7	幼小児（1～6 歳）	30.4	妊婦	17.4	高齢者（65 歳以上）	25.0
	ED <sub>I</sub> /AD <sub>I</sub> (%)										
一般（1 歳以上）	20.7										
幼小児（1～6 歳）	30.4										
妊婦	17.4										
高齢者（65 歳以上）	25.0										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 28 年 10 月 24 日に在京大使館への説明を実施  平成 28 年 12 月 5 日～1 月 3 日にパブリックコメントを実施  （WTO 通報は対象外）</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かんしょ	3		申			0.332,0.596,1.18(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	3		IT		3.0 米国	【米国ラディッシュの根(0.0799-1.38(#)(n=4)),だいこんの根(<0.01-0.171(n=4)),かぶの根(<0.0033-0.374(n=4)),にんじん(<0.0033-1.13(#)(n=12))参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30		IT		30 米国	【米国ラディッシュの葉(0.9660-8.97(#)(n=4)),だいこんの葉(0.0222-2.845(n=4)),かぶの葉(0.0231-3.115(n=4))参照】
かぶ類の根	3		IT		3.0 米国	【米国ラディッシュの根,だいこんの根,かぶの根,にんじん参照】
かぶ類の葉	30		IT		30 米国	【米国ラディッシュの葉,だいこんの葉,かぶの葉参照】
西洋わさび	3		IT		3.0 米国	【米国ラディッシュの根,だいこんの根,かぶの根,にんじん参照】
クレソン	2		IT		2.0 米国	【米国ほうれんそう(<0.0033-1.155(#)(n=6)),レタス(<0.0033-0.2735(#)(n=6)),リーフレタス(0.0077-0.8835(#)(n=6)),セルリー(<0.0033-0.332(n=6))参照】
はくさい	2		IT		1.50 米国	【米国キャベツ(0.026-0.716(n=6)),カリフラワー(<0.0033-0.174(n=6))参照】
キャベツ	2		IT		1.50 米国	【米国キャベツ,カリフラワー参照】
芽キャベツ	2		IT		1.50 米国	【米国キャベツ,カリフラワー参照】
ケール	9		IT		9.0 米国	【米国からしな(0.074-4.24(n=5)),こまつな(0.357-2.57(n=4)),みずな(0.5020-5.21(n=4))参照】
こまつな	9		IT		9.0 米国	【米国からしな,こまつな,みずな参照】
きょうな	9		IT		9.0 米国	【米国からしな,こまつな,みずな参照】
チンゲンサイ	9		IT		9.0 米国	【米国からしな,こまつな,みずな参照】
カリフラワー	2		IT		1.50 米国	【米国キャベツ,カリフラワー参照】
ブロッコリー	2		IT		1.50 米国	【米国キャベツ,カリフラワー参照】
その他のあぶらな科野菜	9		IT		9.0 米国	【米国からしな,こまつな,みずな参照】
ごぼう	3		IT		3.0 米国	【米国ラディッシュの根,だいこんの根,かぶの根,にんじん参照】
サルシフィー	3		IT		3.0 米国	【米国ラディッシュの根,だいこんの根,かぶの根,にんじん参照】
エンダイブ	2		IT		2.0 米国	【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】
しゅんぎく	2		IT		2.0 米国	【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2		IT		2.0 米国	【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】
その他のきく科野菜	30		IT		30 米国	【米国ラディッシュの葉,だいこんの葉,かぶの葉参照】
にんじん	3		IT		3.0 米国	【米国ラディッシュの根,だいこんの根,かぶの根,にんじん参照】
パースニップ	3		IT		3.0 米国	【米国ラディッシュの根,だいこんの根,かぶの根,にんじん参照】
パセリ	2		IT		2.0 米国	【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】
セロリ	2		IT		2.0 米国	【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】
その他のせり科野菜	30		IT		30 米国	【米国ラディッシュの葉,だいこんの葉,かぶの葉参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.7		申	0.3		0.108,0.296,0.310
ピーマン	0.5		申	0.3		0.081,0.138,0.148
なす	0.3		申	0.3		0.058,0.063,0.099
その他のなす科野菜	0.5		IT	0.3	0.50 米国	【米国トマト(<0.01-0.269(#)(n=25)),ピーマン(<0.01-0.376(#)(n=18)),non-bell pepper(<0.01-0.376(#)(n=12))参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7		申	0.3		0.134,0.170,0.233(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1		申	0.3		0.045,0.112,0.430(\$)
すいか	0.1		申			0.009,0.009,0.018(\$)
メロン類果実	1		申			0.040,0.050,0.439(\$)
その他のうり科野菜	0.5		IT	0.3	0.50 米国	【米国サマスカッシュ(<0.01-0.247(#)(n=10)),カンタロップ(<0.01-0.109(#)(n=9)),マスケロン(<0.01),きゅうり(<0.01-0.219(#)(n=12))参照】
ほうれんそう	2		IT		2.0 米国	【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セラー参照】
オクラ	0.5		IT	0.3	0.50 米国	【米国トマト,ピーマン,non-bell pepper参照】
その他の野菜	30		IT		30 米国	【米国ラディッシュの葉,だいごんの葉,かぶの葉参照】
いちご	0.3		IT		0.30 米国	【米国いちご(<0.0033-0.1740(n=8))参照】
ブルーベリー	0.3		IT		0.30 米国	【米国いちご参照】
クランベリー	0.3		IT		0.30 米国	【米国いちご参照】
その他のベリー類果実	0.3		IT		0.30 米国	【米国いちご参照】
その他の果実	0.5		IT	0.3	0.50 米国	【米国トマト,ピーマン,non-bell pepper参照】
その他のハーブ	9		IT	0.3	9.0 米国	【米国からしな,こまつな,みずな参照】

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの  
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの  
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績  
 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

フルエンズルホン

食品名	残留基準値	
		ppm
かんしょ	3	※今回基準値を設定するフルエンズルホンとは、代謝物BSA【3,4,4-トリフルオロプロパ-3-エン-1-イルズルホン酸】をいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	3	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30	
かぶ類の根	3	
かぶ類の葉	30	
西洋わさび	3	
クレソン	2	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
はくさい	2	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	
ケール	9	
こまつな	9	
きょうな	9	
チンゲンサイ	9	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
カリフラワー	2	
ブロッコリー	2	
その他のあぶらな科野菜 <sup>注1)</sup>	9	
ごぼう	3	注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
サルシフィー	3	
エンダイブ	2	
しゅんぎく	2	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
その他のきく科野菜 <sup>注2)</sup>	30	
にんじん	3	注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。
パースニップ	3	
パセリ	2	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
セロリ	2	
その他のせり科野菜 <sup>注3)</sup>	30	
トマト	0.7	
ピーマン	0.5	
なす	0.3	
その他のなす科野菜 <sup>注4)</sup>	0.5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	注7)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	
すいか	0.1	
メロン類果実	1	
その他のうり科野菜 <sup>注5)</sup>	0.5	
ほうれんそう	2	注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
オクラ	0.5	
その他の野菜 <sup>注6)</sup>	30	
いちご	0.3	
ブルーベリー	0.3	
クランベリー	0.3	
その他のベリー類果実 <sup>注7)</sup>	0.3	
その他の果実 <sup>注8)</sup>	0.5	注9)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のハーブ <sup>注9)</sup>	9	

ベンゾビンジフルピル (Benzovindiflupyr)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ピラゾールカルボキサミド系殺菌剤である。コハク酸脱水素酵素を阻害することで、菌の発芽管伸長阻害、孢子発芽阻害、菌糸生育阻害を引き起こし、殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物	小麦、大麦 等										
我が国の登録状況	農薬登録されていない。										
諸外国の状況	2013年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は大豆、鶏等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、カナダにおいてとうもろこし、大豆等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.012 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 1.21 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>慢性毒性/発がん性併合試験において、雄ラットで甲状腺ろ胞細胞腺腫の発生数の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 0.1 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 急性毒性神経毒性 (雌ラット・強制経口) 無毒性量 10 mg/kg 体重 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ベンゾビンジフルピルとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>47.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>27.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	24.4	幼小児 (1~6歳)	47.3	妊婦	25.4	高齢者 (65歳以上)	27.5
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	24.4										
幼小児 (1~6歳)	47.3										
妊婦	25.4										
高齢者 (65歳以上)	27.5										

	(ARFD) を超えていない <sup>注)</sup> 。 注) 基準値案を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。
意見聴取の状況	平成 28 年 10 月 24 日に在京大使館への説明を実施 平成 28 年 12 月 5 日～1 月 3 日にパブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
小麦	0.1		IT		0.1	カナダ	【<0.01-0.073(#)(n=40)(カナダ)】
大麦	2		IT		1.5	カナダ	【0.014-2.7(#)(n=20)(カナダ)】
ライ麦	0.1		IT		0.1	カナダ	【カナダ小麦参照】
とうもろこし	0.02		IT		0.02	カナダ	【<0.01(#)(n=17)(未成熟とうもろこし),<0.01(#)(n=1)(ポップコーン),<0.01(#)(n=26)(とうもろこし)(カナダ)】
その他の穀類	2		IT		1.5	カナダ	【カナダ大麦参照】
大豆	0.07		IT	0.05	0.07	カナダ	【<0.01-0.064(#)(n=26)(カナダ)】
小豆類	0.2		IT		0.2	カナダ	【えんどう豆,<0.01-0.235(#)(n=20)豆類(カナダ)参照】
えんどう	0.2		IT		0.2	カナダ	【<0.01-0.1(#)(n=16)(カナダ)】
そら豆	0.2		IT		0.2	カナダ	【カナダえんどう豆,豆類参照】
らっかせい	0.02		IT		0.02	ブラジル	【<0.01-0.02(n=6)(ブラジル)】
その他の豆類	0.2		IT		0.2	カナダ	【カナダえんどう豆,豆類参照】
ばれいしょ	0.02		IT		0.02	カナダ	【<0.01-0.018(#)(n=22)(カナダ)】
かんしょ	0.02		IT		0.02	カナダ	【カナダばれいしょ参照】
さとうきび	0.02		IT		0.02	ブラジル	【<0.01-0.02(n=6)(ブラジル)】
トマト	2		IT		1.5	カナダ	【<0.01-0.38(n=14)(トマト),0.43(n=1)(ミニトマト)(カナダ)】
ピーマン	2		IT		1.5	カナダ	【0.04-0.62(#)(n=9)(カナダ)】
なす	2		IT		1.5	カナダ	【カナダトマト,ミニトマト,ピーマン,とうがらし参照】
その他のなす科野菜	2		IT		1.5	カナダ	【0.054-0.35(#)(n=3)(とうがらし)(カナダ)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3		IT		0.3	カナダ	【<0.01-0.078(#)(n=9)(カナダ)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3		IT		0.3	カナダ	【0.022-0.05(#)(n=8)(サマースカッシュ)(カナダ)】
その他のうり科野菜	0.3		IT		0.3	カナダ	【カナダきゅうり,サマースカッシュ,カンタローブ参照】
オクラ	2		IT		1.5	カナダ	【カナダトマト,ミニトマト,ピーマン,とうがらし参照】
その他の野菜	0.2		IT		0.15	カナダ	【カナダなたね参照】
りんご	0.2		IT		0.2	カナダ	【0.019-0.16(#)(n=18)(カナダ)】
日本なし	0.2		IT		0.2	カナダ	【カナダりんご,西洋なし参照】
西洋なし	0.2		IT		0.2	カナダ	【0.021-0.1(#)(n=12)(カナダ)】
マルメロ	0.2		IT		0.2	カナダ	【カナダりんご,西洋なし参照】
その他のベリー類果実	1		IT		1	カナダ	【カナダぶどう参照】
ぶどう	1		IT		1	カナダ	【0.079-0.77(#)(n=20)(カナダ)】
パッションフルーツ	1		IT		1	カナダ	【カナダぶどう参照】
その他の果実	2		IT		1.5	カナダ	【カナダトマト,ミニトマト,ピーマン,とうがらし参照】
綿実	0.05		IT		0.05	ブラジル	【<0.01-0.05(n=6)(ブラジル)】
なたね	0.2		IT		0.15	カナダ	【<0.01-0.102(n=13)(カナダ)】
その他のオイルシード	0.2		IT		0.15	カナダ	【カナダなたね参照】
その他のスパイス	2		IT		1.5	カナダ	【カナダトマト,ミニトマト,ピーマン,とうがらし参照】
牛の筋肉	0.01			0.01			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.01			0.01		
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.01			0.01		
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.01			0.01		
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの  
IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの  
(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

ベンゾピンジフルピル

食品名	残留基準値	
	ppm	
小麦	0.1	
大麦	2	
ライ麦	0.1	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
とうもろこし	0.02	
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	2	
大豆	0.07	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.2	豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
えんどう	0.2	
そら豆	0.2	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス
らっかせい	0.02	以外のものをいう。
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.2	
ばれいしょ	0.02	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。
かんしょ	0.02	
さとうきび	0.02	注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類
トマト	2	果実及びまくわうり以外のものをいう。
ピーマン	2	
なす	2	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
その他のなす科野菜 <sup>注4)</sup>	2	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	
その他のうり科野菜 <sup>注5)</sup>	0.3	
オクラ	2	
その他の野菜 <sup>注6)</sup>	0.2	注7)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
りんご	0.2	
日本なし	0.2	
西洋なし	0.2	
マルメロ	0.2	注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、
その他のベリー類果実 <sup>注7)</sup>	1	びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キ
ぶどう	1	ウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グア
パッションフルーツ	1	バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
その他の果実 <sup>注8)</sup>	2	
綿実	0.05	注9)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの
なたね	0.2	種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
その他のオイルシード <sup>注9)</sup>	0.2	
その他のスパイス <sup>注10)</sup>	2	
牛の筋肉	0.01	注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、
豚の筋肉	0.01	西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注11)</sup> の筋肉	0.01	パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	注11)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	

食品名	残留基準値
	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注12)</sup>	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注13)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注12)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。